

福島県環境審議会議事録

(平成16年11月1日)

司会（小檜山生活環境部企画主幹）

おはようございます。定刻前でございますが皆様おそろいですので、ただ今から、福島県環境審議会を開会いたします。なお、新潟県中越地震の対応のため、松本部長は途中で退席させていただきますので予めご了承願います。

はじめに、中村会長からごあいさつをお願いいたします。

中村会長

おはようございます。委員の皆様方には、公私ともにお忙しいところ、ご出席頂きましてまことにありがとうございます。

中国の思想家老子は、「足ることを知る者は富めり」と教えています。聖徳太子は、「和をもって尊しとなす」という社会倫理を説いております。温故知新、循環型社会の精神的な側面と、日本の文化の深さを伝えているように考えます。

さて、本日は中井部会長をはじめといたします、第1部会の委員の皆様方にご審議して頂きました「福島県循環型社会形成に関する条例（仮称）について」、引地部会長をはじめとする第2部会の皆様方のご協力によりまして、ご審議頂いて参りました、「循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方について」、それぞれの部会でとりまとめました答申案についてご報告頂きます。その後環境審議会としての答申をまとめるための審議をして頂きたいと考えております。両部会長、両部会員の献身的また精力的なご尽力につきまして、心から敬意を表しますとともに深く感謝申し上げます。委員の皆様には本県の循環型社会形成に向けての活発な議論、積極的なご意見、建設的なご提言をお願いいたします。簡単ではございますが、私のあいさつといたします。

司会（小檜山生活環境部企画主幹）

それでは、出席委員が福島県環境審議会条例第7条第3項に基づく定足数に達しておりますので、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、同条例第7条第2項に基づきまして、中村会長をお願いすることにいたします。

中村会長

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくご協力をお願いいたします。

はじめに議事録署名人を選出致します。

私の方から指名することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

中村会長

ありがとうございます。ご異議がないようですので、鈴木安利委員と、長澤利枝委員を指名いたします。

それでは審議に入ります。まず「福島県循環型社会形成に関する条例（仮称）について」の答申案について、中井第1部会長より説明をよろしく願います。

(1) 「福島県循環型社会形成に関する条例（仮称）について」答申案について

中井第1部会長

それでは、第1部会で検討して参りました、「福島県循環型社会に関する条例（仮称）」の答申案についてご説明します。まずはじめに、お手元の資料1 - 3をご覧くださいと思います。環境審議会での検討経過について説明したいと思います。循環型社会に関する条例につきましては、一枚目の冒頭にありますように、平成15年6月2日の環境審議会第1回の全体会で議案が示されまして、1年5ヶ月にわたりましてこの案件につきまして検討して参りました。全体会につきましてはトータルで今年7月15日の第5回までの5回の検討を行っております。さらに全体会の提案にあたっての、第1部会での検討につきましては、10月14日の第1部会での検討で、トータルで4回の検討を行っております。かなり長期にわたりましての検討になっておりますが、この秋に環境審議会のメンバーの大幅な入れ替わりがございました。そのこともございまして10月14日に行なわれました第1部会において、最終案につきまして検討を行なったのですが、特に新しく委員になられました方から、かなり意見が出されまして、その点を踏まえまして今日の最終答申にまとめるということになりました。ただ個々の言葉の表現等については、新しく委員になられた方と、以前から審議に関わってこられた方とで、若干の認識の差がございまして、それはごもっともな主張かと思いますが、今回も答申をまとめるにあたり、全体的な議論のこれまで積み上げの部分について、ご配慮頂いて、今日の最終答申の取りまとめを行なって頂ければ、と考えております。

それでは、資料1 - 1に戻って頂いて、福島県循環型社会形成に関する条例の答申案についてご説明をしたいと思います。1、2ページのところに基本的考え方について示されております。今回の資料で下線部分が、前回の中間とりまとめ以降に変更になった点でございます。その点を中心に説明をしていきたいと思っております。

まず、これは字句表現の問題ですが、私達という言葉が頻繁に出てきますが、ひらがなで統一させて頂きました。

条例の基本的考え方の第4パラグラフのところ、「大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムを変革し、自然と人が共生する『循環型社会』を形成していく必要がある。」ということ謳っております。この基本的考え方についても、意見がございましたが、最終的には下線が付されているような形で取りまとめさせて頂きました。

「本県としても環境の保全が経済活動や日常生活などを含めたあらゆる活動に最優先されるべき課題であるとともに、環境への影響を未然に防止するとの基本的な考え方の下、」という表現にさせていただきました。

1ページの下から3行目のところも意見がございまして、「環境への負荷の低減に向け非常に大きな力となるために、わたしたち一人ひとりの取組みが必要である。」という表現にさせて頂きました。

2ページ、各主体の責任の中で、民間の団体の部分を明確にした方が良いのではないかとということで、注を付しまして、「民間の団体（注1 NPO、ボランティアグループ等）」という文言を入れさせて頂きました。

3ページの条例に盛り込むべき事項に大きな変更はございません。4ページの循環の理念の部分ですが、一番下の行、資源循環の確保に関しまして、「また、原材料、製品等が廃棄物等となることを抑制し、」という表現、排出抑制の部分を確認にさせて頂きました。

5ページの(3)心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換、特に環境教育等に係ることについて議論がありまして、2行目のところで、「あらゆる活動に優先されるべき課題」という表現。「幅広い連携を図り、協働しながら取組みを進めることが必要であり、これらの取組みに対し必要な措置を講じなければならない。」という表現に変更しております。「また、当該措置に要する費用は適正かつ公平に負担されるようにしなければならない。」という文言も加えております。

6ページは第4で先ほども言いました、県の責務の中の「民間の団体」という言葉を加えております。

7ページの上から3行目の「当該製品、容器等が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、」というように排出抑制の部分を確認しております。

第5の推進計画のところ、「行動計画」という表現に修正し、「PDCA」のところを、「(点検評価改善)」と日本語の表記もカッコ書きで入れさせて頂いています。

8ページで、第6の基本施策について触れております。以下、基本施策が続いているのですが、前回の第1部会での(1)から(24)の施策をもう少しグループ分けした方が良いのではないかという意見を採り入れさせて頂きまして、8ページの第6の基本施策の後に、「1自然循環の保全に関する施策」を(1)から11ページの(9)までという括りにさせて頂きました。個々の項目については大きな変更はございません。自然循環に関する施策として、(1)森林の保全、整備等の推進から始まりまして、10ページの(6)のところ、「生息・生育地」に訂正させて頂いております。11ページの(9)までが自然循環に関する施策であります。

12ページのところから2つ目のグループ分けをしまして、「2資源循環の確保に関する施策」としまして、(1)エネルギー関係、13、14ページにかけて、資源循環に関する施策が表記されております。この辺りも、中間とりまとめからの変更はございません。15ページの(11)環境の保全上の支障の防止又は除去並びに安全の確保に、「並びに」という言葉を入れさせて頂きました。

16ページに「3生活様式及び行動様式に関する施策」としまして、3・4の部分は項目数が1・2に比べますと少なくなっているのですが、若干構成上のアンバランスは仕方ないということで、3で、生活様式、行動様式に関する施策として、環境教育・学習の振興に関する問題、民間団体の自発的な活動の促進。ここでも、民間の団体ということで、「NPOやボランティアグループ」と表記しています。

16ページ一番下のところに、「4共通の施策」として、17ページまで、調査の実施及び科学技術の振興と、経済的措置を挙げています。この点についても変更はございません。

以上が答申案についてですが、資料の1-2をご覧いただきたいと思っております。これについてもイメージ図を何回かお出ししておりますが、いろいろご意見もございまして、最終的には今日示しておりますような図に修正させて頂きました。左側の循環の理念から、先ほどお話ししました、自然循環の保全、資源循環の確保、行動様式という三つの理念と施

策。下の共通の施策で、すべての分野にまたがる部分を4として表記しまして、それが全て右側の、自然と人が共生する循環型社会の形成へつながっていくというイメージをした図になっております。時間の関係もありまして、かなり簡略化させて頂きましたが、以上が第1部会で検討してきました答申案でございます。

中村会長

ありがとうございます。非常に簡潔に、また要点を得まして、この答申案につきましてご説明頂きました。ただいまのご説明に基づきまして、答申に向けた審議に入っていきたいと思っております。

これまでの審議の中では、条例の基本的考え方につきまして、様々なご意見をいただいておりますので、基本的にはこの部分につきまして、集中的に審議を進めていきたいと思っております。ただ今ご説明がございましたように、三つの枠の一つが、自然循環の保全で9項目。次に資源循環の確保が11項目。心の豊かさを重視した賢い生活様式・行動様式への転換が2項目。それから、一部共通の施策等がございますが、まず大枠の中でご意見等いただければと考えます。

4ページから5ページが循環の理念。6ページの第4が県、事業者、県民等の責務。7、8ページが循環型社会推進計画となっております。まず、8ページから11ページの自然循環の保全に関する施策の基本的な考え方につきまして、いかがでしょうか。先ほど中井部会長から、これまでの検討結果のご説明でもございましたように、非常に慎重に審議をして頂いて、今日に至っているわけでありまして。その上で、これが不足であるとか、これが大きな問題があるということがございましたら、ご意見を賜りたいと思っております。

鈴木委員

2ページの「その結果、22世紀の本県では」とありますが、これは22世紀でよいのですか。百年後ということですか。

中村会長

はい。21世紀を踏まえ、22世紀を見渡してということですね。引地委員。

引地委員

最近地震の問題とか気象も大分変わってきている、こういう中で自然に与えている影響もかなり大きいと思うのですが、そういうものの修復、再生といいますか、11ページの(8)にも謳っておりますが、環境の変化、気象条件の変化への対応についても入れた方がよいのではと思ったのですが、いかがでしょうか。

中村会長

11ページの(8)自然の再生及び修復の推進に関してということですか。何か具体的なご提案はございますでしょうか。

引地委員

言葉を少し変える程度でよいかと思えます。自然環境に対応できる、環境の変化に伴う、生態系の影響を修復するための施策とか。

中村会長

1行目と2行目の間辺りでしょうか。

引地委員

今、気が付いた程度で言っているのですが、きちんとした文章が出てきませんが、そういうことが今後大きく出てくるのではないかと思うのです。気象条件によって熊が多く出てくるとか、あるいは地盤や、海岸がだいぶ影響を受けているとか、そういうものに対する自然環境の修復といいますか。これらの意味合いも既に入っているのかなという気もしますが、少し付け加えるといかがかと思えます。災害なども含めて。

中村会長

引地委員から、最近自然災害が非常に大きな問題になってきている。そういうことを包括した形での表現としてはいかがかというご提案でございます。このことにつきまして、委員の皆様方のご意見をお伺いしてみたいと思えます。できましたら引地委員から具体的な文言を出して頂きますと、皆様方も考えやすいかと思えます。

私の感覚からしますと、現在の文言は比較的タイムスパンが長いような表現になっていると感じます。自然災害というのは、比較的、タイムスケールの短いところで、例えば台風とかそれから地震等による災害があると、それに対して、どのように修復していくかということではないかと思えます。

引地委員

簡単に言えば11ページ(8)の「過去の経済社会活動等及び、自然災害により失われた生態系」としてはと考えます。

中村会長

ありがとうございました。ただ今引地委員から過去の経済社会活動、これはどちらかというとならざる活動ですが、その後「及び自然災害により」と入れて、「損なわれた生態系その他の自然環境について、自然再生の手法により蘇らせることが必要である。」となりますが、委員の皆様方いかがでしょうか。はい、長澤委員お願いします。

長澤委員

今の引地委員の言葉を入れると、さらに良くなると思えます。

中村会長

ありがとうございます。他に委員の皆様方よろしいでしょうか。はい、後藤委員お願いします。

後藤委員

私も基本的には問題ないと思いますが、前提として確認させていただきたいのは、一般的な自然の保全をこの条例で謳うのではなく、自然循環を確保するという循環型社会の枠の中で議論していることであることを踏まえて記述して頂きたいと思います。

中村会長

ありがとうございます。別の審議会との役割分担を念頭に置きたいと思います。事務局お願いします。

事務局（新妻循環型社会推進グループ参事）

ただ今の引地委員からのご発言でございますが、修復という視点はやはり大事だと思います。その中で一つはここに書いてありますように、11ページの中では、過去の経済社会活動などにより損なわれた生態系ということで、自然災害というのは循環型社会を作る上では含めておりませんでした。自然災害の場合は、循環型社会形成のための施策の中で対応するものではございません。

さらにその基本的考え方としましては、4ページにある循環の理念の一つである自然循環の保全において、人類が生態系の多様な機能に支えられていることや、森林、水といったものが非常に大切なものであるため、自然界における物質循環を尊重していく必要があると言っております。先ほど後藤委員からもお話がありましたように、あくまでも社会活動の中で循環型社会を構築することを対象としております。引地委員がおっしゃる、自然の事象の変化については、それぞれの施策で対応することができますが、起きてしまった自然災害は循環型社会の形成とは別に対応していかざるを得ないのではないかと考えております。

中村会長

ありがとうございました。ただ今、後藤委員、事務局からご説明がございました。ここでは循環型社会形成に関する条例の自然循環の保全という一つの枠の中で、自然の再生及び修復の推進という位置づけがあるということで考えてみますと、引地委員からご提案頂きました部分につきましては、せっかくではございますけれども、従来の文の方が妥当かと考えます。11ページについては従来の答申案の形で進めさせて頂きたいと思いますが、引地委員、委員の皆様方よろしいでしょうか。

（異議なし）

中村会長

ありがとうございます。それでは、他にご意見等がなければ、12ページから15ページに11項目あります資源循環の確保について、基本的な考え方に関しましてご意見等ございますでしょうか。新妻委員お願いします。

新妻委員

12ページ(1)の新エネルギーについて、規定すべき事項の に、「県は、太陽光、太陽熱、バイオマス、雪氷冷熱その他の新エネルギー」とありますが、ここに是非風力を入れてほしいのです。今回、個人の取組みが大きな力になるという項目が加わりましたが、個人として取り組めるのが風力だと思います。我が家も太陽光発電をやっておりますけれども、まだ高額でなかなかみんながやるという訳にはいきませんが、風力の場合は、50万円台で風力の小さな装置が各家庭で使えるようになってきています。個人の取組みということで、風力という言葉を入れて頂きたいと思ったのです。条例制定後の行動計画の中でさらに話し合えばいいと思いますが、新エネルギーが普及しない一つの理由は、電気の買い取り価格が非常に安いということがあるのです。今は1キロワット20円54銭で、買う方が高いのです。ドイツでは新エネルギーを普及させるために、買い取り価格を売値の3倍くらいにしていて、投資の代わりに新エネルギーに取り組んでいます。福島県は電源立地県として、このような提言もしてほしいと思います。福島県はエネルギー政策検討会を開催して、主に原子力発電の研究をやっていて、その報告を毎回見せて頂いていますが、本当に良く研究していて、私も非常に勉強になるのですが、やはりエネルギー全体に関しての取組み、原子力に限らず、省エネ、新エネルギーを含めてエネルギー問題に取り組んでいくような、国のエネルギー政策をリードしていけるような県になってほしいと思っております。

中村会長

ありがとうございます。資源循環の確保に関する施策の(1)について、新妻委員から、その他の新エネルギーの中に風力と明記した方がよろしいのではないかとのご意見でございます。この点につきまして委員の皆さん方がいかがでしょうか。長尾委員。

長尾委員

私も新妻委員の考えに賛成です。天栄村や国道49号線沿いに風力発電があり、郡山でも作るようになりましたし、風力は県内でも今後ますます注目されていくことになるのではと思います。私自身まだ帰ってきたばかりですが、ドイツのカールスルーエンに行きましたところ、風力発電はかなり盛んで、市民四百人ぐらいが投資し合っていて、これから市民が、原子力に頼らず自分たちで新エネルギー、地球にとって良い電気を作ろうということが大いに期待できると思います。そういう意味でも風力ということを出すのは良いと思います。それから、地熱を利用していくということをドイツのカールスルーエンで言っておりました。福島県内でも地熱発電は、西会津の方でやっていたと思いますし、天栄辺りでも取り組もうとしていると思いますので、その他の新エネルギーと括る部分にむしろ雪氷冷熱を含めて、風力、地熱を出してもよいのではということで、新妻委員の意見に賛成です。

中村会長

ありがとうございます。ただ今、新妻委員、長尾委員からそのようなご意見が出ておりますが、いかがでしょうか。後藤委員。

後藤委員

私も賛成です。その上での意見ですが、地熱については既に実用に供しているということで、新エネルギーの範疇には入っていなかったと思いますので、書き方だけの問題ですが、新エネルギーの中には入らないけれども、私も重要だと思しますので、他の法令との相互の調整を取っていただきたいのが一点。もう一点ですが、先ほど風力の話がありましたが、環境アセスメントの対象になっていたと思います。特に大規模な風力を導入すると、鳥類など生態系にインパクトを与えるため、環境に優しいけれども、自然には厳しいかもしれないということでアセスメントの対象になっていたと思います。せっかく循環型社会で自然循環と資源循環の両方を見据えていますから、資源循環のための新エネルギーを導入するにあたって、できるだけ自然循環の方にも考慮するといった文言、具体的に言えば12ページの(1)か11ページの(9)のどちらかに、資源循環に資する施設であっても、自然への配慮を行うというような文言を入れて頂きたいと思います。

中村会長

ありがとうございます。一つは規定すべき事項の中に、風力・地熱について、その文言の整理は後藤委員がおっしゃった、新エネルギーとして定義をどうするかということがありますが、基本的には、風力、地熱を文言の中に入れるという考え方。それから、自然への配慮ということ。これも非常に大事なところであろうかと思えます。公共事業に入れるかどうかの問題はありますが、自然への配慮というものを加えておくということも考慮して参りたいと思えますけれども、この二点につきまして、方向性といたしましては、新エネルギーの関連したところに、風力、地熱、それから自然への配慮を入れるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

中村会長

ありがとうございます。資源循環の確保に関する施策についていかがでしょうか。新妻委員。

新妻委員

13ページのゼロエミッション活動の普及についてですが、ゼロエミッションといいますが、企業活動のクリーンプロダクションのイメージが私は非常に強いのですが、今世界各国で「ゼロ・ウェイスト」といって、ごみゼロにしましょうという取組みが出ています。日本では徳島の上勝町が、日本では唯一ゼロ・ウェイスト宣言をしたところなのですが、2010年までに、ごみゼロにしましょうということで取り組んでいて、他にもゼロ・ウェイスト宣言をしている国が増えています。例えばニュージーランドでは、50%の自治体に取り組んでいますし、オーストラリアは首都のキャンベラに取り組んでいる。カリフォルニア州、カナダも取り組んでいて、小さな上勝町だからできるということではなく、大規模なところでもやっていて、キャンベラでは、64%というリサイクル率を2002年に達成しています。日本のリサイクル率はどうかというと、15%前後だということです。

ゼロ・ウェイスト宣言の趣旨は、焼却と埋立をやめてリサイクルということが根幹になっています。「ごみポリシー」という本によると、日本には1700基の一般廃棄物の焼却炉があって、世界の3分の2に当たる焼却炉の数なのだそうです。なんと一般廃棄物の75%を燃やしているというのです。要するに資源を燃やしてしまっているのです。

本来、循環型社会というのであれば、3R、リサイクルということが、根幹になければならないと思います。日本はリサイクルに取り組み始めて十年以上になるとは思いますが、十年以上たっても15%しか達成していないというのは、これはやり方が間違っていた、方向転換をしなければいけないのではないかと思います。目標を立ててそれが15%しか達成されていなかったら、それは根本的に考え直さなければならない、その改善策の一つが、私はゼロ・ウェイストではないかと思っているのです。将来的には、福島県も是非ゼロ・ウェイスト宣言をして頂きたいとは思いますが、そのためにはリサイクルを促進するために、中間処理業者を育成するということが必要だと思っております。ごみを遠くまで運ばない、自分のところで処理するという取組みが必要だと思っております。

まず一つは、ゼロエミッションという言葉は、ゼロ・ウェイストという言葉に変えられないかということ、それから、県が推進している大型焼却炉の推進計画。これはやめて欲しい。大型焼却炉というのはごみがなければ成り立たないもので、これは循環型社会に逆行する流れです。世界の流れから言っても、大型焼却炉というのは、逆行しているものだと思います。来年もこの行動計画を立てる時に検討して頂きたいと思っております。以上二点です。

中村会長

はい。ゼロ・ウェイストという言葉は、これまで部会でも出てこなかったところでございますが、事務局から整理をお願いします。

事務局（新妻循環型社会推進グループ参事）

ただ今の新妻委員からのご意見でございますが、ゼロエミッションをゼロ・ウェイストにしてはどうかということと、ごみの大型焼却炉をなくしていくべきではないか、というご発言かと思っております。

一つ目のゼロエミッションをゼロ・ウェイストにしてはどうかということにつきましては、ゼロ・ウェイストというのはごみをゼロにするという似たような言葉だと思いますが、こちらにつきましては、ごみの減量ということからすると（3）廃棄物等の減量及び循環的な利用の促進に、意味合いが含まれるのではないかと思います。ゼロエミッション活動の普及というのは、資源の浪費や廃棄物の排出をもたらずシステムを変えていくということで、例えば今まで廃棄していたものを別の工場などで循環的に使って、ごみとして出すものを少なくするという視点に基づくものです。

二つ目の大型焼却炉についてですが、法律で一般廃棄物の処理は市町村の責任になっており、市町村がごみ処理を行い、県はそれを支援していくという立場となっております。ごみの大型焼却炉は、ごみの減量化という考えと、大型化をすることによってダイオキシン問題等に対応した施設を作っていくという二つの考えから進められてきたものであります。ごみが減れば大型焼却施設が必要なくなるというのは、当然の理でございますが、

大きなものを作ったけれども、燃やすものがなくなるといったことがマスコミなどでも言われることがあります。このような施設は、循環型社会を構築するためには絶対必要だと思いますし、そのような炉を少なくしていくということと目指すものは同じではないかと考えております。県は市町村を支援していくという立場ですので、県の条例で大型焼却炉を造るのをやめようという規定はできないのではないかと考えております。

国の施策の中で、ダイオキシン対策を適切に行っていくために大型焼却炉を造ったものの、ごみが少なくなれば、必要ないのではないかとということもあるかとは思いますが、造る、造らないということは、別の次元で考えていくべきではないかと考えます。また、詳細につきましては、来年度推進計画の策定を皆様をお願いして、目標値なども定めながら、計画的に推進していきたいという考えもありますので、その中で、またご議論頂ければ大変ありがたいと思います。

中村会長

ありがとうございます。新妻委員。

新妻委員

大型焼却炉をやめてくれと言っているのではなくて、推進するのをやめてくれということなのです。これを進めること自体、循環型社会を提唱することに矛盾しているということをお願いしたいのです。

それから、私が先ほどから言っている、ゼロ・ウェイストの発想は、日本は焼却炉があるがために、資源を燃やしてしまっている。リサイクルに取り組むことに天井を作ってしまう。みんなそこに安易に投入してしまっている。その前にゼロ・ウェイストというポリシーを持つてはいかがですかという提案なのです。特にそれは一般廃棄物に関する取組みとしては、世界的な大きな潮流になろうとしています。イギリスでもごみの政策に困ってしまって、焼却にしようかという意見が出たときに、それはいけないということで、イギリスのロビン・マレーというこの本を書いた人は、今イギリスの廃棄物担当になったようですが、焼却するのではなく、リサイクルによって燃やすものをなくすべきである。その方が環境に対する負荷が少ないのだと。燃やせばダイオキシンは出るし、灰は出るし、環境に対する負荷が大きくなるから、その前に燃やさない努力をするべきだということを言っています。そのポリシーの入っている言葉が、ゼロ・ウェイストという言葉で、これから世界的に広がっていく言葉なのではないかと思うのです。まだ日本では徳島県の上勝町しかやっていないということですので、条例を定めるに当たってこれから大きな流れになるであろう、こういう言葉を入れた方がよいのではないかと考えています。

中村会長

ただ今、新妻委員からのゼロ・ウェイストという言葉についてのご説明と、事務局からご説明がございました。委員の皆様方が考えられますか。基本的には12ページの(3)廃棄物等の減量及び循環的な利用の促進に、新妻委員のおっしゃっていることも含まれているかと思えます。それから、いわゆる社会的な活動である、ゼロエミッション活動をさらに普及推進するということが(4)には入っていると考えて良いかと思えますが、

いかがでしょうか。はい、鈴木委員。

鈴木委員

リサイクルという言葉が出てきたので、現実の課題について私が認識している限りで申し上げたいのですが、今いろいろな企業、団体を含めリサイクルに取り組んでいるのですが、リサイクル品を作るにあたりまして、設備や人、あるいはエネルギーを使うので、コスト面、投資面で非常に苦労がある。その投資した金額に対し、グリーン購入をして頂ければ採算的に合うのですが、消費者の立場に立つと安いもの思考で、環境に配慮した製品と言いながら値段が高かったら、購買意欲がわかないということが、行政からの援助も出ておりますけれども、リサイクル産業における大きな壁としてあるということ。

それから作った品物がはけるのか。生ごみについて聞いてみますと、去年は生ごみ処理機の売り上げが減っているとのこと。家庭で生ごみ処理機を使ってできたものが有効利用されていない。そのような現象が出てきています。リサイクルのためにエネルギーを過大に使うのでは、温暖化、省エネとの関係で問題が出てきます。

もう一つは法律の問題です。家電リサイクル法が制定され、来年1月から自動車リサイクル法が施行されます。法律的には、排出者責任が明確になっているものは比較的成本負担もはっきりしていますので、リサイクルに取り組みやすいのですが、容器包装リサイクル法などはコスト負担について不明確なところがあります。法律改正されるでしょうが。やはり法律的な裏付けもないと、現実的には課題があるということ提起しておきたいと思います。

中村会長

ありがとうございます。新妻委員。

新妻委員

リデュース、リユースを含めた意味で、リサイクルと呼ばせて頂いているのですが、リサイクルをすること自体は間違っていないと思います。そのシステムが、脆弱であるという言い方をしているのです。本気で取り組みれば、初期投資はかかりますが、将来的にみたら、全くお金はかからなくなる。埋立地は埋まらなくなるし、焼却するものもなくなる。長い目で見たら、こちらの方がどれだけ経済的か。ましてや大型の焼却炉など、多くのお金が維持費も含めて必要で、これは市町村の税負担になっていくもので、そういうものを含めて大型炉を反対しているのですが、まずは、法体制の整備を含めたリサイクルのシステム作り。15%しか達成できないのはなぜなのかという、根本的なところから、システム作りをしていかないと、この数値は上がらないだろうと思います。市民の努力だけで上勝町のように34分別するというようなところから始まったのではだめだと思います。システムを変えつつ、市民の手も借りながら、取り組まない限りは、日本のリサイクルというのは伸びないのだろうという印象です。

中村会長

事務局お願いします。

事務局（新妻循環型社会推進グループ参事）

委員の方々のご意見をお伺いしておりますが、そのとおりだと思いますが、条例の中でどのように表現していけばよいのかということにつきるのではないかと考えます。皆さんのご意見はいろいろなところに書かれております。例えば鈴木委員がおっしゃったことについては、5ページの規定すべき事項の中に、再使用、再生利用、熱回収、適正な処分という優先順位で行うべきである。ただし、当該優先順位によらないことが、環境への負荷の低減にとって有効である場合は、この限りではない。ということが書かれています。

13ページの一番上には、新妻委員がおっしゃったように、ごみ問題を解決するためには、県民一人ひとり、事業者、行政等あらゆる主体が意識の変革を図り、廃棄物等の減量や循環的な利用を自ら率先して実行することが必要である。ということが書いてあります。

ただその中身まで入っていきますと、例えば焼却炉、ごみの問題については、法的に市町村の固有事務となっておりますので、市町村が積極的にやり、それを県が支援していくという位置づけであります。大きな意味では、ご審議頂いている循環条例の内容の中には、当然含まれているものと考えております。

中村会長

ありがとうございます。ただ今事務局から説明がございましたように、基本的には循環型社会を形成していくための一つの理想像として、現在の条例の答申案が作られてきているわけです。先ほど中井部会長からもご説明がございましたように、慎重に審議を進めてきて、このような形になっております。具体的な施策の部分につきましては、個々の事例に関するご意見もありますが、それはこの先、推進計画を立てる際に検討するということになるかと思えます。このような整理で、基本的な考え方、審議会としての方向性がまとまってきていると考えてよろしいかと思えます。いろいろなご意見等があるかと思えますが、審議会としては循環型社会形成に関する理念、自然循環、資源循環、それから心の豊かさを重視した生活様式、そういうところに、先ほど新妻委員がおっしゃられたことなどが、含まれているのではないのかと思えます。新妻委員のご意見について、原案どおりでいかがかと思えますが、後藤委員、お願いします。

後藤委員

結論があるわけではありませんが、ゼロエミッションとゼロ・ウェイストの話で、その本は私も持っていますが、言葉としてはゼロ・ウェイストの方が、より理想的だと思います。ただ私は、ゼロエミッション推進検討会の委員に入っている経緯がございまして、ゼロエミッションも、日本で国連大学が概念を提唱し十年近くになるものですが、かなり市民権を得てきている印象があります。県としても推奨してきた経緯があります。元々意味するものはそれほど違わないと私は見ております。ただ言葉としてより正確なのはゼロ・ウェイストだと。ゼロエミッションというのは絶対に不可能です。物理学的に不可能です。要は元々の目的に立ち返ると、条例によっていかに県民の皆様が動けるかに尽きると思えますので、やはりこれからゼロ・ウェイストの方が、より皆様の理解に足ると思えば、そちらの言葉に変えるべきだと思いますし、せっかく定着してきたという認識に立てば、ゼ

ロエミッションかなという気がします。折衷案としては、両方併記するような形になるかと思いますが、やはり条例の趣旨からして、よりわかりやすい言葉を選択されるというのがもっともだと思います。

中村会長

ただ今、後藤委員からご提案に近いようなご意見であろうかと思えますけれども、いかがでしょうか。堀金委員お願いします。

堀金委員

2番の資源循環の確保に関する施策の中で、(4)につきまして、一般廃棄物も産業廃棄物も、取り組むのは県民であり、事業者であり、各市町村であるということ意識した場合に、規定すべき事項に県の必要な措置を講ずる以前に、例えば県民、事業者、市町村等の各主体がこのように取り組んでいくということを入れていけば、私たちに身近な取り組みでありますし、ここが解決すれば循環型社会というのは機能すると思えますので、規定すべき事項に、(3)にあるような、県民、事業者といった文言を入れた方がより明確ではないかと感じたのですが、いかがでしょうか。県民、事業者、市町村等という各主体の意識向上を図るといった文言を入れた方が、この(4)の活動の普及というのは明確になるのではないかと感じたのですが、そういう言葉を入れることは問題になるでしょうか。一番大事なことだと思います。我々が意識しなければ、この施策そのものが生きてきませんので、規定すべき事項にそういう文言を含ませた方がいいのではないかと思ったのですが、いかがなものでしょうか。

中村会長

そのような文言を加えて、ゼロ・ウェイストにするということでしょうか。

堀金委員

いずれの言葉であっても、(4)の中身が大きくふくらむのではないかと考えました。

中村会長

事務局お願いします。

事務局（新妻循環型社会推進グループ参事）

ただ今の、堀金委員のご意見ですが、その内容は基本的な考え方の中に含まれていると思います。規定すべき事項につきましては、以前から部会では話しておりますが、県が実施すべき施策を規定したもので、ほとんどが「県は」という形で始まっております。また、規定すべき事項については、法令用語としてどうかという検討が必要であるため、原案どおりに条例化されるのではなく、県の文書法規グループにおいて、条文として妥当かということも検討しながら進めていくので、その中で基本的考え方等を踏まえながら今後検討させて頂きたいと思えます。

中村会長

ありがとうございます。堀金委員、県の考え、方向性でございますけれども、よろしいでしょうか。

堀金委員

百年後の姿を見据えた場合に、私達が一般住民として何をしなければいけないのかを考えると、今これだけの大きな問題が出ているというときに、現実論も含めながら、問題を解決していくことも大事ではないかと思えます。廃棄物の問題というのは、大変なことになっておりますので、規定すべき事項として示して、施策を出した方がよいのではないかと思ったのですが、わかりました。

松本生活環境部長

今のご意見、ゼロ・ウェイストも含めて、話をしたいのですが、今のご意見については、廃棄物の減量及び循環的利用の促進のところに、「県、県民、事業者、市町村等の各主体が自発的な」ということが書いてあります。特に(3)に、そのように入っておりますのは、こちらがより身近な取組みであろうということからであり、(4)についてそのような考え方がないということではありません。そのようにご理解頂きたいと思えます。今後条例を検討する際に、条例の文言の表現についてのチェックがかかりますので、その中でそのような意見も踏まえて検討していきたいと思えます。ゼロエミッションとゼロ・ウェイストの関係ですが、これにつきましても、そのような強い意見があったということ踏まえて、条例化の中で用語の検討をしながら、あるいは、県民の方々の理解というものを考えながら、検討させて頂ければありがたいと思えます。

中村会長

ありがとうございます。ただ今の生活環境部長のご説明のように、各主体というのを決して否定しているわけではないということでございます。つきましては、部会がまとめて参りました(3)(4)の廃棄物に関する大事なところではございますが、この原案をご承認頂けるでしょうか。

(異議なし)

中村会長

次に、生活様式、行動様式に関する施策の基本的な考え方につきましていかがでしょうか。よろしければ、16ページの共通の施策、調査の実施及び科学技術の振興、経済的措置について、いかがでしょうか。

それでは、これまでご審議頂いた中では殊に、12ページの資源循環の確保に関する施策のところ、貴重なご意見を伺っております。(1)の規定すべき事項の中に風力、地熱について、新エネルギーの定義も含め、事務局と十分検討の上、入れていきたいと思えます。また、後藤委員からございましたように、新エネルギーに関しまして、自然への配慮について、この施策か、もしくは公共事業のところを検討して参りたいと思えます。自

然循環の保全と、資源循環の確保を両立させるということが大事かと思っておりますので、自然への配慮といった事項を入れるということを検討したいと思っております。廃棄物等の減量及び循環的な利用の促進と、ゼロエミッション活動の普及につきましては、先ほどの事務局のご説明のように、基本的にはこの線で進めますが、条例化に向けた次の段階でご意見を踏まえて検討するものと考えます。

このように、若干文言等の修正はございますが、答申案につきましては、概ね了解が得られたと思っておりますがいかがでしょうか。須藤委員。

須藤委員

1ページのところで、質問したいと思っております。「わたしたち」に下線が引いてあるところで、「地球全体からみれば小さなものであるかもしれないが、」というところは、「小さなものであるが、」という断定ではだめなのではないでしょうか。

中村会長

下から4行目「わたしたち一人ひとりの取組みは、地球全体からみれば小さなものであるかもしれないが、」を、「地球全体からみれば小さなものであるが、」ということですね。

須藤委員

「環境への負荷の低減に向け非常に大きな力となる」という文章とつなげて考えると、「小さなものであるかもしれない」というのは、逆に考えると、「大きいもの」ということになってしまうようにも思ったのですが。

中村会長

委員の皆様方がいかがでしょうか。羽田委員。

羽田委員

今までの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会は小さな積み重ねによってできたと思っております。それが結果的に汚染などの問題になっているわけです。やはり、「しれないが」ではなく、原因になっているという現実もあるので、もう少し踏み込んだ表現がよろしいのではないのでしょうか。

中村会長

私たち一人ひとりの努力は小さいけれども、集まれば大きなものになるという意味では、もう少し断定的な形の方が、よろしいのではないかとということでしょうか。須藤委員のご意見に同調ということですね。いかがでしょうか。後藤委員。

後藤委員

私も賛成です。「地球全体～」のところはなくても良いのではと思っております。案としては、「わたしたち一人ひとりの取組みの積み重ねが、環境への負荷の低減に向け非常に大きな力となる」とすればよろしいかと思っております。

中村会長

後藤委員から、このように修正してはどうかというご意見が出ております。須藤委員、羽田委員のご意見をさらに具体的にしたのですが、そのような修正でいかがでしょうか。

(異議なし)

中村会長

ありがとうございます。福島委員。

福島委員

条例化するときをお願いしたいのですが、このような分野の話になりますと横文字が増えてくるのはわかりますが、我々が普段当たり前のように使っている言葉が、違う分野から見るとわかりにくいということが多くあります。例えばバイオマスというこの文章を読んでも、イメージが全く浮かばないわけです。得体の知れないもののようなイメージです。ぜひこの分野に全く関係ない方に見て頂いて、わからないものは注に挙げて説明していただきたいと思います。具体的に言いますと、7ページのPDCAにつきましては、「PDCA (Plan-Do-Check-Action)」と書いた後に「サイクル(点検評価改善)」と書いてありますが、これでは、サイクルの説明が点検評価改善ともとれるので、「PDCAサイクル」として注に挙げた方がわかりやすいかと思います。

中村会長

ただ今の、わかりやすい方向での見直しというご意見を踏まえて進めて参りたいと思います。それでは、審議会の答申としてとりまとめて参りたいと思いますが、知事への答申書の作成は、会長にご一任頂けますでしょうか。

(異議なし)

中村会長

どうもありがとうございます。それでは、議事の1「循環型社会の形成に関する条例(仮称)」につきましての、審議を終了いたします。

- (2) 「循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方について」答申案について
答申案（資料2 - 1）についての説明
引地第2部会長より説明

「自社処分場への搬入に対する課税」についての意見交換

長澤委員

県内で自社処分場を持っている事業者の最終処分量は、全体の44%を占めているが、今後、税制度が導入されると、さらに自社処分場を建設するということになるのでしょうか。

事務局（河津産業廃棄物対策グループ参事）

自社処分場で処分する場合は、それぞれの企業が、自分のところの廃棄物について、経済的な面や技術的な面を考慮して、県へ申請して許可を受けております。

一番典型的な例は、電力会社の火力発電所が作っているものが、県内でも一番多くなっております。それは、灰の量が非常に多いということがあり、他の処分場に委託するのが大変だろうということも踏まえて、自分のところで処分場を確保するということだと思っております。

いずれにしても、自分のところの企業として、経済面や技術面、廃棄物の種類ということを総合的に勘案しながら、県へ申請して、我々はそれを審査するということになります。

長澤委員

循環型社会形成の条例の中で、資源の再利用ということが謳われており、畜産廃棄物処理法が今月から施行されていることも鑑みると、堆肥化センターなどの施設が作られることになると思います。

その場合も、堆肥化センターが、廃棄物処理法が適用されるということで、そのようなことも踏まえて、処分場を作るということになってくると、ただ単に廃棄物処理の自社処分場というものも、循環型社会のくくりの中で今後建設されていくということも想定されるようになりますと、県内での自社処分場というものは、今後増えていくということが予想されるのでしょうか。

事務局（河津産業廃棄物対策グループ参事）

循環型社会の形成と、自社処分場をどのように取り扱うかは、別の問題であると考えております。

自社処分か委託処分かは、仮に組合員の方がお金を出し合って一つの処分場を作った場合、自社処分場になるかということ、なかなか難しい面があります。というのは、例えば建設会社が処分場を作ったときに、これが自社処分場になるかということ、委託を受けて処分するという形になるので、あくまでも委託業者として位置づけなければならないと思っております。

自社処分場と、循環型社会の推進は、必ずしも一致するかということ、我々ももう

すこし研究すべき課題であると思っております。

鈴木委員

自社処分場に軽減措置を講ずるに当たっては、税率など細かい点が出てくると思いますが、その際には、自社処分をしている会社と十分話し合いをして、ある程度理解をいただきながら、進めていただきたい。

一方的に「これでやれ」ということでなく、理解も必要なので、よろしくおねがいします。

「税の使途」についての意見交換

長澤委員

税の使途で、項目が5つあり、これ全体を予算化することになると思いますが、もしこの制度が動き始めた時に、一体、1年間にどれぐらいの税が入るのでしょうか。その辺のシミュレーションは行っているのかどうかお伺いします。

これだけの税の使途が、項目として出されると、結構な予算化は必要であると思いますので、その辺のシミュレーションは行っているのかどうか、ちょっとお伺いします。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

資料1の参考資料の6ページをごらんください。

この原案ですと、トン当たり千円が、周辺の先発県の状況からして妥当であると記載されておりますが、今長澤委員のお話になったことについて、当てはめていくとすれば、平成12年から15年までの合計欄のところに、数字がでております。平成12年度が139万8千トン、平成14年度、15年度だと、約70万から80万トンということになります。

これに、単純にトン当たり千円をかければ、7億から8億という数値になるというのが、この数字から見たものでありますが、自分で自社処分場を持っている方についての配慮とか、そのようなことが出てくるので、単純な計数というもののシミュレーションというものは、なかなか難しいと考えております。

それで、部会を7回ほど開催しておりますが、その中で私が申し上げましたのは、平成14年度を試算すれば7億円ぐらいの税収が想定されますが、既に先発県があって、三重県の場合には、当初予算に4億数千万円計上したところ、実際の収入は1億円強ということで、かなり制度の効果があったということで、税収を試算しても、その数字が確保できないという先発県もあります。その評価については、やはり動機付けが働いて、各企業の方がご努力いただいたのかなということが、先発県の様子をつぶさに見た中でのことになっております。

ただ、付け加えてお話をさせていただくと、9ページに税の使途が5項目あるが、この5項目は最大で、7回の部会でご審議いただいて、あまねく広くこういったものかなという知恵を出していただいたものと考えておりますので、このものすべてが、初年度からスタートするという点については、私が今申し上げました収入の

確保ということから言いましても、この場ですべてお約束できるということではなくて、今後優先順位等を付けて、実現されていくものと考えております。

(3) まとめ

中村会長

この答申案については、この審議会で概ね了解が得られたと考えます。この趣旨によって、環境審議会として、答申を取りまとめて参りたいと考えておりますが、知事への答申書の作成については、会長である私に一任いただけますでしょうか。

各委員

(異議なしの声。)

中村会長

ありがとうございます。それでは、議題の2の「循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方について」の審議につきましては、終了させていただきます。

松本生活環境部長

委員の皆様には、本当にお忙しい中、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日、答申に向けまして、ご審議いただきました二つの議題につきましては、諮問以来、非常に厳しい日程の中で、精力的にご審議いただきました。本当に多数回にわたって、ご審議、ご議論いただいたわけでございます。厚く御礼を申し上げます。

今後につきましては、答申書はもとより、本日までいただきましたご意見を踏まえながら、まず、循環型の条例につきましては、よりよい条例、あるいはよりわかりやすい条例を目指して、事務的に進めてまいりたいと思っておりますし、産業廃棄物税につきましても、より公平な、より目的に沿った税制度を構築してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様には、今後とも、本県の環境行政につきまして、様々なご意見等をお願いしまして、御礼とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(以上)